



2024年5月10日

## ベトナムの輸出拡大は今後も継続するか

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 上席研究員 小宮佳菜

米中対立が続く中、世界ではサプライチェーン再構築の動きが続いている。こうしたなか、ベトナムは地理的優位性に加え、多くの自由貿易協定（FTA）を締結するなど、交易環境のメリットを背景に、かねてより生産拠点として注目されてきており、輸出拡大の恩恵を大きく受けている。

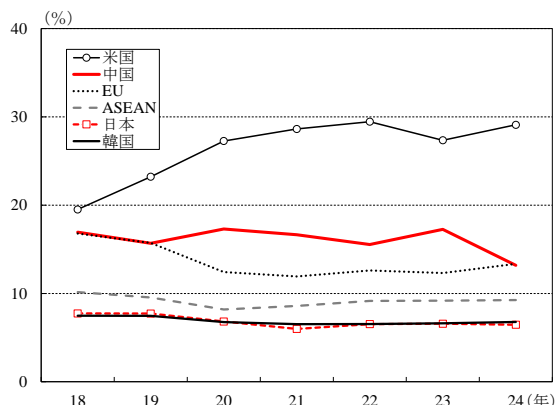
足元、ベトナムの輸出は概ね前年比二桁の伸びをみせており、2023年はスマートフォンや電子製品の世界的な需要低迷により前年比マイナスとなったものの、直近1-3月期には米国向けを中心に同+17%と回復した（第1図）。1-3月期の実質GDP成長率も輸出の増加を支えに前年比+5.7%と前期（同+6.7%）同様に堅調な推移となった。

第1図：ベトナムの輸出入の推移



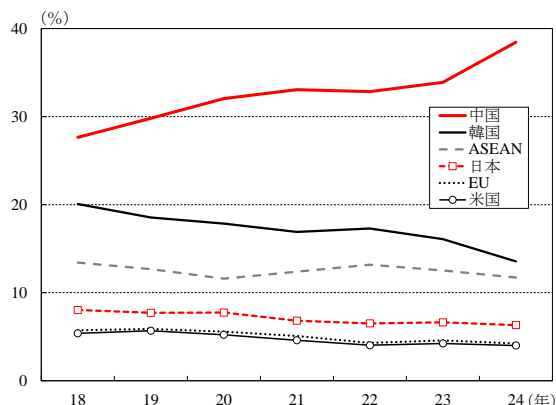
ベトナムの輸出における国・地域別シェアをみると、最大の輸出先である米国向けが傾向的に増えてきている。2023年は巣ごもり需要の一巡によるスマートフォンの出荷減少などを主因に一時的に米国向けシェアが縮小したものの、2024年1月時点では29%と、米国のシェアが再び高まった（第2図）。逆に中国向け輸出のシェアは緩やかな低下傾向にある。一方、輸入サイドをみると、最大の輸入元である中国のシェアが突出しており、足元では38%まで拡大している（第3図）。

第2図:国・地域別輸出



(注)2024年は1月時点。  
(資料)ベトナム国家統計局統計より国際通貨研究所作成

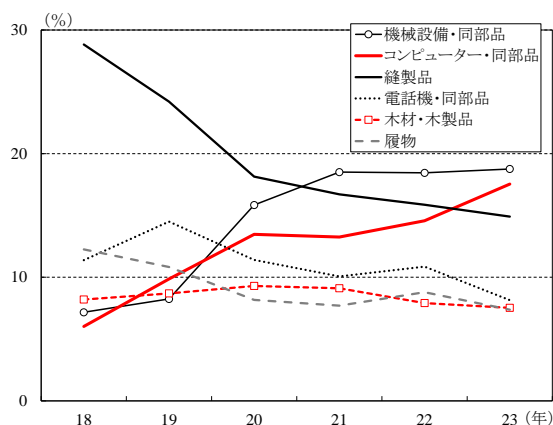
第3図:国・地域別輸入



(注)2024年は1月時点。  
(資料)ベトナム国家統計局統計より国際通貨研究所作成

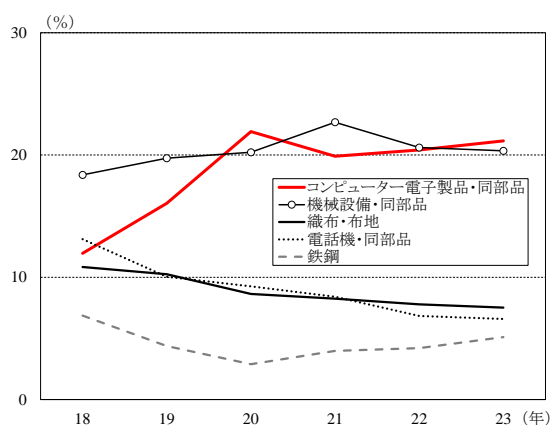
増加が続く米国向け輸出を品目別にみると、縫製品や履物など軽工業品のシェアが縮小傾向を辿る一方、コンピューター・同部品や機械設備・同部品のシェア拡大が顕著となるなど、高付加価値製品の輸出の伸びが確認できる（第4図）。一方、中国からの輸入については、従来からシェアが大きい機械設備・同部品に加えて、コンピューター電子製品・同部品のシェアが2018年の12%から2020年にかけて22%まで拡大しており（第5図）、中国などから中間財を輸入し、ベトナムで組み立て等を行った完成品を米国へ輸出するという流れがみてとれる。例えば、米アップル社のサプライヤーである台湾フォックスコン・テクノロジー・グループ（鴻海精密工業）社によるスマートフォンやパソコンの対米輸出などの動きがこれに該当する。

第4図:米国向け輸出(品目別シェア)



(資料)ベトナム国家統計局統計より国際通貨研究所作成

第5図:中国からの輸入(品目別シェア)



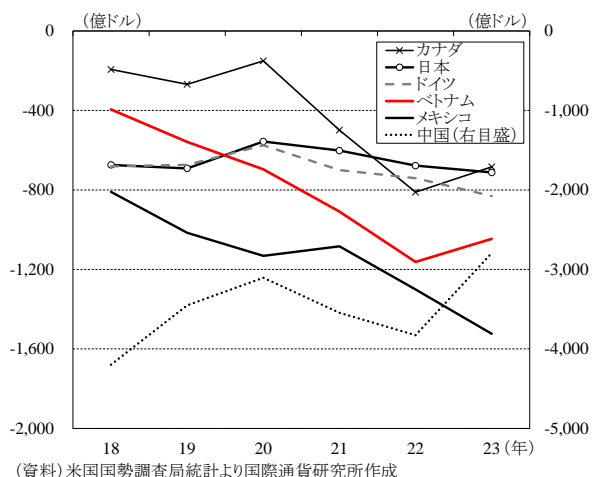
(資料)ベトナム国家統計局統計より国際通貨研究所作成

このように世界的なサプライチェーン再編の流れの中で、ベトナムの輸出はその恩恵に預かる形で拡大しており、それが足元のベトナム経済にとってプラス要因であるのは間違いない。

一方、こうした追い風が持続するのかどうかは幾分不透明な部分もある。米国の貿易赤字上位国をみると、最大の貿易赤字を計上している中国は赤字幅が縮小している一方、

対ベトナムの貿易赤字は 2023 年を除いて拡大傾向で、足元では中国、メキシコに次ぐ水準となっており（第 6 図）、米国が貿易不均衡に警戒を強める懸念がある。また、上述の通り、輸出は米国、輸入は中国に大きく依存する構図になってきており、これは今後の米中貿易摩擦の行方の影響を受けやすくなっているという点でリスク要因となり得る。

第 6 図：米国の貿易赤字(上位国)



既に、最大の輸出先である米国では、2023 年 8 月、商務省が中国メーカーの太陽光発電製品についてベトナムを含む 4 カ国<sup>1</sup>からの迂回輸出を認定しており、2024 年 7 月以降、アンチダンピング税と補助金相殺税が課される見通しとなっているほか、今年秋の大統領選挙を睨み、対中強硬姿勢を示す狙いから他製品についても迂回輸出の監視が強化される可能性もある。デリスキングの潮流が続くなか、ベトナムは輸出増の恩恵を受ける国として注目を浴びているものの、今後も米国向けを中心に輸出が伸びを高めたいけるかは、少し控えめに見ていく必要もあるだろう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2024 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)  
 All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.  
 Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan  
 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階  
 e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)  
 URL: <https://www.iima.or.jp>

<sup>1</sup> カンボジア、マレーシア、タイ、ベトナムの 4 カ国。